

第 6 節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第 81 条 第48条の規定により、列車又は客車の貸切りの取扱いをする場合は、次の各号に定める人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

- (1) 列車貸切 第 2 号の人員に貸切客車数を乗じたもの
- (2) 全車貸切 1 両につき 100人分

(貸切旅客運賃の最低額)

第 82 条 貸切旅客運賃の最低額は、全貸切区間が10キロに満たない場合であっても、10キロ分の普通旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 83 条 貸切旅客の実際乗車人員が、1 両につき100人を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の計算方)

第 84 条 第76条の団体旅客運賃に対するキロ程の計算方の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。